

高松市告示第 5 6 9 号

高松市病院局告示第 1 1 号

建設工事に係る平成 3 1 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日までの間の競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請期間及び方法等について定める件（平成 3 0 年高松市告示第 9 6 9 号・平成 3 0 年高松市病院局告示第 1 7 号。以下「入札参加資格告示」という。）第 7 項の規定に基づき、令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日までを有効期間とする決定数値の再算定及び再格付け（以下それぞれ「再算定」及び「再格付け」という。）に係る申請期間及び方法等について定めたので、告示します。なお、この告示において使用する用語は、入札参加資格告示において使用する用語の例によります。

令和元年 1 0 月 3 0 日

高松市長 大 西 秀 人

高松市病院事業管理者 和 田 大 助

1 再算定及び再格付けに係る申請期間及び申請方法

申請期間及び申請方法の要項は、市内企業（市内企業として資格者名簿（入札参加資格告示第 1 項に規定する資格者名簿をいう。以下同じ。）に登載された者をいう。）と準市内企業及び市外企業（市内企業以外として資格者名簿に登載された者のうち、準市内企業とは契約先としての住所又は所在地が市内である法人又は当該業種（入札参加資格告示第 1 項第 3 号に規定する業種をいう。以下同じ。）に係る営業所（建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号）第 3 条第 1 項の営業所をいう。）を市内に有する個人をいい、市外企業とは準市内企業以外の者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、次のとおりとする。なお、詳細は、平成 3 1 ・ 3 2 年度建設工事入札参加資格審査申請要領（再算定・再格付け）の定めるところによる。

(1) 市内企業

ア 申請方法

(ア) 申請書類の提出期間

令和元年 1 2 月 2 日（月）から同月 2 0 日（金）まで（日曜日、国民の祝日に

関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び土曜日を除く。）

(イ) 申請書類の提出時間

午前9時30分から午後3時30分まで（午前11時から午後1時までの間を除く。）

(ウ) 申請書類の提出場所

高松市財政局契約監理課

(エ) 申請書類の提出方法

提出場所に直接持参すること（行政書士が2通以上の申請書類を持参する場合は、あらかじめ電話（契約監理課：087-839-2511）で予約した上で持参すること。）。

イ 提出書類

(ア) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（審査基準日が平成30年8月1日から令和元年7月31日までの間のもの。この期間中に審査基準日が2以上あるときは、最新のもの）の写し

(イ) 入札参加資格告示第4項第2号イからシまでに規定する主観的事項について主観点の算定を受けようとする場合にあっては、それぞれ平成31・32年度建設工事入札参加資格審査申請要領（再算定・再格付け）において定める書類

(ウ) 申請書類不備の場合（(エ)の場合を除く。）の取扱い

申請書類は、受け付けない。

(エ) (ア)の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書が申請時に間に合わない場合の取扱い

平成31・32年度建設工事入札参加資格審査申請要領（再算定・再格付け）の定めるところにより、令和2年1月31日（金）午後5時までに提出することを条件に、仮受付とする。

(2) 準市内企業及び市外企業

ア 申請方法

(ア) 申請書類の提出期間

次のとおりとする。ただし、提出期間前又は提出期間後であっても、契約監理課にイの書類提出があった場合は、提出期間中に申請書類の提出があったものとみなす。

a 提出場所に直接持参する場合 令和元年12月2日（月）から同月20日（金）まで（日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び土曜日を除く。）

b (エ)により郵送する場合 令和元年12月2日（月）から同月16日

(月) まで

(イ) 申請書類の持参による提出時間

午前9時30分から午後3時30分まで（午前11時から午後1時までの間を除く。）

(ウ) 申請書類の提出場所

高松市財政局契約監理課

(エ) 申請書類の提出方法

提出場所に直接持参するか、又は一般書留若しくは簡易書留郵便で郵送すること。

イ 提出書類

経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（審査基準日が平成30年8月1日から令和元年7月31日までの間のもの。この期間中に審査基準日が2以上あるときは、最新のもの）の写し

2 資格審査並びに決定数値及び格付け

入札参加資格告示第3項第2号及び第3号並びに第4項の定めるところによる。

3 結果通知及び資格者名簿への登載

(1) 各発注機関（高松市長及び高松市病院事業管理者をいう。次号において同じ。）が、市内企業及び市内企業以外ごとに編成し、その商号又は名称、代表者の氏名、住所又は所在地、業種、決定数値（客観点数・主観点数の内訳を含む。次号において同じ。）、等級その他必要な事項を資格者名簿に登載するものとし、次号の規定による公表をもって通知に代えるものとする。

(2) 資格者名簿は、有効期間中、その登載事項のうち商号又は名称、住所又は所在地、業種、決定数値及び等級をホームページ（発注機関に応じ、契約監理課ホームページ及び病院局ホームページ）において公表するものとする。

4 その他

入札参加資格告示第13項第1号及び第2号に定めるところによる。